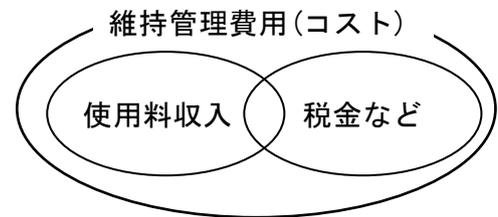


# — 公共施設使用料の適正化に関する課題 —

令和元年10月現在

## 〈施設の運営・維持管理にはコストがかかります！〉

集会施設、文化施設やスポーツ施設など、市が運営する公共施設には、人件費や光熱水費などの維持管理の費用（コスト）がかかっています。これらの費用（コスト）は、施設を利用する人からいただく「使用料」と、市民からいただく税金などによって賄われています。



## 〈受益者負担の原則〉

施設の維持管理に多くの税金を投入することは、施設を利用しない人にも費用を負担していただくこととなります。施設を利用する人と利用しない人の公平性を確保するためにも、施設を利用する人に応分の負担をしていただく必要があります。公共施設の使用料とは、その施設を利用することによって受ける便益（サービス）の対価として、維持管理にかかる費用（コスト）の一部を施設の利用者（受益者）の方に負担していただくものです。



## 〈減免規定の適用〉

公共施設は、その施設の設置目的（例えば、福祉センター＝福祉の増進、体育施設＝スポーツの振興や健康増進など）を推進するために必要と認める団体等が利用する場合や、事業の公共性・公益性が認められる場合は、減免規定の適用を受けることにより、使用料が減額又は免除になります。

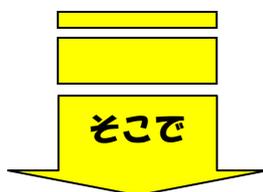
## 〈合併に伴う課題〉

本市の公共施設の使用料は、平成17年の合併以前の状態をそのまま引き継いでおり、これまでに全体的な見直しが行われていません。そのため、類似施設であっても料金体系や貸出区分などに違いがあることから、統一的な料金体系の設定が必要です。



## 〈消費税率の改定〉

平成26年4月に消費税率が5%から8%に、更に令和元年10月には10%に引き上げられました。光熱水費などの維持管理の費用（コスト）には消費税がかかっています。使用料の金額を据え置いたままだと、消費税増税分を市が負担することになり、間接的には市民の皆様の税金で負担することになります。



次の考え方に従って、使用料の適正化（見直し）を図りました！！

（※見直し後の使用料は、原則として令和2年4月から適用されます。）

### 《使用料適正化の基本的な考え方》

#### 1. 貸出区分（1日貸し・半日貸し・時間貸し等）を統一する。

⇒施設の貸出区分を、原則として1時間単位としました。

#### 2. 類似施設の使用料に係る地域間格差を可能な限り解消する。

⇒類似施設、類似の機能を持つスペース（会議室、研修室、調理室など）の使用料を比較し、当該スペースの面積等を考慮して、使用料の適正化案を設定しました。

⇒利用者の区分、利用目的等による使用料の倍率を統一しました。

|            |       |
|------------|-------|
| （例） 市外の利用者 | 1.5倍  |
| 入場料を徴する場合  | 2倍    |
| 営利目的の場合    | 3倍 など |

#### 3. 消費税を含む「維持管理コスト（原価）」を算出し、使用料適正化の基礎資料とする。

⇒消費税増税分については、現行の1時間当たりの使用料に5%相当額を加算し、当該金額をベースとして類似施設間の使用料を比較し、使用料の適正化案を設定しました。

#### 4. 施設以外の附属設備についても、受益者負担の原則に基づいた使用料の適正化を図る。

⇒附属設備（プロジェクター、ピアノ、陶芸窯など）の保有の有無及び貸出の現状を確認し、使用料を設定します（規則で定めます）。

### 〈今後の課題〉

#### ◎ 減免規定の抜本的な見直し

⇒減免規定の見直しについては、減免の状況を把握し、必要に応じて、利用団体間の公平性の確保を趣旨とした減免規定の見直しを検討することとします。

